

職員の懲戒処分について

職員に対する懲戒処分を、下記のとおり行いましたので公表します。

1 処分内容

- (1) 所 属 街づくり支援部
- (2) 年 齢 27歳
- (3) 性 別 男性
- (4) 職 層 主事
- (5) 処 分 内 容 停職3月
- (6) 処分年月日 令和7年1月23日
- (7) 事 件 概 要

令和6年5月16日(木)午後11時8分頃、港区内の路上で同僚の顔を殴打する等の暴行を加え、翌日17日(金)午前11時頃に傷害の容疑で警察に逮捕された。

その後、在宅事件としての捜査を経て、令和6年12月25日(水)付けで、傷害罪による罰金50万円の略式命令を受けた。

2 港区の対応について

区は、二度とこのようなことが発生しないよう、服務規律の徹底及び職員の指導を図り、区民の皆様からの信頼回復に向けて、再発防止に全力で取り組んでまいります。